

尚七月一日より実施せられたる労働争議調停法によりて解決を計るべく真下
保護士の奔走ありしも同下り以て之を断つた。

かくて七月上旬に及ぶや評議會代表者野田律太郎は解決策につき本會を訪
問依頼する所ありしかば添田理事は其の末意を諒とし今月九日下流し令社
側代表者と會見せしに會社側も諒意を以て應接し種々懇談の結果確
定解雇者三百八十八名に對し解雇手當三万円(一人当約七十五圓)を一括交
附する点も知議進出、十三日同市長を加えて合議し同理事の主張に
基き解雇手當解雇者三百五十五名に減少し併記解雇手當(一人当約八
十二圓)を以て之を以りたるを同理事は争議団代表者と再三會見し議
承續の不利を詳説し却に和解を勧告せしも職工側は争議費用、争議中
の日常支給額を固執し、此の間後述の如く大株主等々の調停出馬の噂ありし
容易に法と雖も事情を伴ひしを以て同理事は七月二十八日會社に右等情
を説明して一先を降参した。

九. 解 決 願 未

七月二十四日頃即ち添田本會理事調停中土地有志増田次郎、本社株
主山本糸太、即ち罷業団幹部の要請に基き、調停に立ちしり會社之を諒
絶し不成功に終りしかば一時硬化的氣勢を見せたる争議團は解決の望難なるを自
覚するに至り、加之七月三十日には伊東知事兼浜防資代表と會見し協調會
調停案承認の切望あり、八月五日には林田工場課長を以て解決を懇願せし
り、争議團内部にも添田案支持論強くなりて八月一日「和協促進聯盟」生
れ、今や情勢は内外致して解決を要望するに至り遂に八月六日野田律太郎
二名の争議団代表は林田工場課長と共に上京し本會自ら無条件調停を
依頼したるを以て添田理事は四圍の状況を確め全七日更に下流し、直ちに渡辺
市長、鈴木市會議員と共に天野社長、山竹監査役と懇談の結果會
社は前回解雇者三百五十五名三万円支給外に争議による被訴追者の家族及
か負傷者への見舞金として金八万円を支出する厚意的態度を表明し遂に
九記の如き覚書を制作し罷業団側より之を承認し八月八日午前三時解決
した。